

7-3-02 法務省職員の訓告等に関する訓令の運用について（依命通達）

平成16年4月9日法務省人服第815号
人事課長一本省局部課長・本省所管各庁
の長あて

本日、法務省職員の訓告等に関する訓令（平成16年4月9日付け法務省人服訓第814号大臣訓令）が発せられましたが、その運用に際しては、下記事項に留意の上、事務処理に遺漏のないよう願います。

記

1 本訓令の目的及び懲戒処分との関係（第1条第1項関係）

- (1) 本訓令は、国家公務員法第82条第1項各号に該当する場合に行われる監督上の措置について、その根拠を明確にすることを目的とするものである。
- (2) 本訓令においては、監督上の措置として、訓告、厳重注意又は注意（以下「訓告等」という。）を行うことができる場合を定め、その上で、懲戒処分を行おうとするとき又は行ったときは、訓告等を行うことができないこととしている。

したがって、懲戒権者において、職員の非違行為に対して、当初から懲戒の処分をすることを相当と認める場合には、本訓令による監督上の措置を執ることなく、直ちに懲戒の処分をするべきであるが、本訓令による監督上の措置が執られた後に事情の変更があった場合や措置権者の上位者である懲戒権者が措置権者の措置について十分なものと認めない場合等においては、本訓令による監督上の措置の対象となった非違行為と同一の非違行為について、重ねて懲戒の処分が行われることを妨げるものではない。例えば、①一個の職務上の非違行為が発覚した場合において、その時点では情状が軽いものと認めて監督上の措置を行うにとどめたが、後に当該行為が常習として繰り返された非違行為の一部であったことが判明した場合に、先に監督上の措置の対象とした行為を含めて改めて懲戒の処分をすること、②懲戒権者ではない措置権者が、比較的情状が軽いものと認めて懲戒権者の判断をまたずに監督上の措置を執ったが、その後に懲戒権者の調査により懲戒の処分をすることが相当と認められるに至った場合に、監督上の措置の対象となった非違行為と同一の非違行為について懲戒の処分をすることは、いずれも可能である。

もっとも、一般的には、懲戒処分に係る検討と訓告等に係る検討が併行して行われ、懲戒処分を行わないとの判断がなされた後に訓告等が行われることとなることに留意されたい。

2 大臣の任命権に属する職員に対する訓告（第1条第2項関係）

訓告は懲戒処分と境界を接する措置であるため、大臣の任命権に属する職員に対して訓告を行うことを相当と認める場合には、措置権者は当職あて内議するものとする。

3 訓告等の内容、様式等（第1条第4項関係）

訓告等を行う場合には、措置を行う者、措置の種類、措置の対象となる行為、態様等及び指導等の内容を明らかにして行うものとする（訓告等を文書により行う場合の参考例は別紙のとおりである。）。

4 部内の上級職員の範囲等（第2条第2項関係）

第2条第2項に定める「上級職員」とは、訓告等を行おうとする職員に対して指揮監督権限を有する課長相当職以上の職員のうち、当該措置を行うのにふさわしい職員とする。

別紙

(文書により訓告等を行う場合の参考例)

所 属

官職 氏 名

上記の者は、(措置の対象となる事実を記載) もの
である。

今後は、二度とこのようなことのないよう求め(注意・指導の内容)，法務省職員の訓
告等に関する訓令により訓告(厳重注意又は注意)する。

平成 年 月 日

官職 氏 名 (措置権者) 印